

平成29年5月10日
総務局 人事管理部
人事課長 西村和修
06(6489)6177

超過勤務手当を不正に受給した職員の処分（措置）について

1 被処分（措置）者及び処分（措置）内容

- (1) 健康福祉局 課長補佐 減給6月（給料の月額額の10分の1）
（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）
- (2) 健康福祉局 課長 文書厳重注意（尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱）
- (3) 健康福祉局 課長 文書厳重注意（尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱）

2 処分（措置）年月日

平成29年5月10日（水）

3 処分（措置）の概要

被処分者は平成27年4月から平成28年7月までの1年4ヶ月の間、勤務開始時刻前に、勤務していないにもかかわらず、上司からの実質的な命令がなく被処分者が自宅で自発的に行ったとする時間相当分等を、通常の超過勤務として申請し、227時間分の超過勤務手当、合計846,755円を不正に受給した。

職場の他の職員が不審に思い指摘したことから発覚した。被処分者は不正受給した超過勤務手当を既に返納している。

当該行為は本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った。

また、被処分者の平成27、28年度の上司であった2人の被措置者については、被処分者の超過勤務手当の不正受給を看過し、管理監督者として職務上の注意義務を十分に果たしていたとは言い難いことから、尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく文書厳重注意を行った。

以上